

2022年4月1日

《 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条規定に基づく 》

## 伊達信用金庫「一般事業主行動計画」

### 【計画の基本理念】

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 【計画期間】

計画期間 2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

### 【目標と取組内容・実施時期】

#### 1. 目標

有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。

#### 2. 実施時期・取組内容

○2022年4月～

- ・管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、経営会議等にて有給休暇の取得を促す。
- ・作業効率の見直しを行い労働時間の短縮を図る。
- ・有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。

○2023年4月～

- ・部署ごとの有給休暇取得日数を経営会議等で公表し、金庫内で共有する。

○2024年4月～

- ・有給休暇の取得日数が低い部署に対して、人事担当者が聞き取りを実施する。

以上